

第54期

令和2年度第2回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和2年7月28日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和 2 年度 第 2 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 2 年 7 月 28 日（火）10 時 00 分～10 時 45 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員 4 人（定数 5 人）</p> <p>労働者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>使用者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>事務局 5 人</p>
出席者	<p>公益代表委員 片山 聡 中 睦 平井建志 石井利江子(遅れて参加)</p> <p>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守</p> <p>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、 唐牛賃金指導官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係労働者の意見聴取</li> <li>・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について</li> <li>・ 最低賃金に関する基礎調査結果等について</li> <li>・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について</li> </ul>
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、大変蒸し暑い中、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員の佐野委員、石井委員がご欠席となっており、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計13名のご出席です。従って、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

また、本審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受け付けていたところ、2名の傍聴申込みがあり、本日、傍聴していますのでご報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行を会長にお願いします。

○会長

本日はご苦労様です。

初めに滋賀労働局長からご挨拶がありますのでよろしくお願いします。

○事務局(局長)

おはようございます。

委員の皆様にはお忙しい中、最低賃金審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様にはすでにご承知のことと思いますが、今年度の地域別最低賃金改定の目安につきましては、7月22日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して答申がなされました。

内容については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用・労働者の生活への影響等を踏まえて、引上げ額の目安を示すことは困難であり現行水準を維持することが適当とするものです。また、地方最低賃金審議会の審議に際しましては、この見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見についても勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する、とされています。

なお、1円以上の有額の目安額が示されなかったのは、平成21年のリーマンショック以来で、目安が時間額に統一された平成14年度以降、5回目ということになります。

今回の最低賃金については、今後本審議会の後、本日午後に開催される第1回の専門部会

を皮切りに、滋賀県内の実情を踏まえて具体的な金額審議が行われることとなりますが、是非とも、全会一致での答申がいただけることを願っている次第です。

事務局としても、専門部会の円滑な運営に向けて、最大限の努力を尽くしたいと考えていますので、何卒、格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、限られた日数で大変なご苦勞をおかけすることになりますけれども、委員の皆様には、合意に向けて実りある審議を行っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます、私からのご挨拶とします。どうかよろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、議題（１）の「関係労働者の意見聴取について」に入ります。

本年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、滋賀県労働組合総連合 事務局長 山元大造さんから意見書の提出がありました。

この意見書の写しは、本日の資料No.1 として配布しています。

それでは、ご意見をお伺いしますので、山元さん、意見陳述席までお願いします。

○会長

意見陳述人は、氏名、所属、役職などを名乗られた上で、10 分以内でご意見を述べてください。お願いします。

○陳述人

おはようございます。山元泰三です。滋賀県労働組合総連合の事務局長をしております。

私は最低賃金を早急に全国一律 1000 円以上、近い将来 1500 円以上に引き上げるべきだとの立場から意見を述べます。

6 月 26 日、中央最低賃金審議会の目安諮問の際、加藤厚生労働大臣は「雇用か賃金か、慎重な選択を求める」と雇用を守るために賃金を抑制すべきともとれる諮問を行いました。この「雇用か賃金か」を天秤に乗せる感覚そのものが誤りです。2008 年のリーマンショックの際、欧米各国では労働者の賃金を引き上げることで内需拡大を図り経済危機を乗り切ってきました。しかし日本では雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、拡大する貿易に依拠して「経済改善」を進めました。その結果、国民の消費購買力は向上せず、深刻なデフレから抜け出せられなくなりました。経済危機を乗り切る口実に、賃金を抑制する誤りを繰り返してはなりません。

新型コロナウイルスの蔓延する中で多くの中小企業は政府の支援策を活用しながら、事業

の継続と雇用の維持に努力されています。このことに敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも最低賃金の引き上げが可能となる支援の強化が必要です。

新型コロナウイルスの蔓延による混乱の中でも求められているのは雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件を引き上げ、中小企業への大胆な財政支出などの実施によって、経済の循環を大企業・富裕層だけでなく国民全体に広げることです。

産業別でみると新型コロナウイルス感染拡大を防ぎながら活躍する労働者の現場では、その多くが最低賃金で働いて、最低賃金近くで働いている非正規労働者です。これらの労働者と産業を支え、日本経済の発展とこの国に住む人達の暮らし・健康を守るためには最低賃金の引き上げが必要です。

IMFは、「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低クラスとなっている」と指摘、OECDは、日本の最低賃金が「OECD諸国の中で最も低い」としています。そもそも日本の現行の最低賃金額では生活していくことは困難なのは明らかです。これは恥ずべきことではないでしょうか。最低賃金の引き上げ、併せて全国一律化が求められます。

人事院が公表している標準生計費は2019年の単身世帯月額最高額236,300円(兵庫県)、最下位は89,007円(和歌山県)となっており、あまりの差に頭をかしげてしまいます。私たちの仲間が、今日お配りしたビラにも書いていますが、私たちの仲間が全国で行った最低生計費試算調査によれば全国でそれほど差はありません。先日沖縄も含めまして1600円台ということで試算しています。東京などAランクの地域は生活費も高いといわれますが、その実態は現れません。現行の最低賃金は一番高い東京と一番低い地域との差は223円、東京と滋賀との差は147円、この差が人口の流出入に影響していると考えられます。大都市は人口密集、地方は過疎になっています。都道府県別人口の社会的増減率と地域最低賃金のグラフを重ねてみると最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっています。今回の新型コロナウイルスの感染を深刻にしている一因として大都市圏への人口集中が影響しているという指摘もあります。一極集中の弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策が望ましいと考えます。このことから全国一律の最低賃金制度が求められます。

この間私たちが受けた労働相談で、低賃金と雇用の不安定さに悩まされる人たちの声に多数出会いました。雇用の継続も不安定で先が見えない、賃金については明細すら出されず、本当に働いた分だけ支払われているのかわからない、1時間の額は870円だ、意見を言った

ら辞めさせられるのではないかと感じる、という人にも出会いました。生活の不安を強く感じているわけです。問題点いろいろあるわけですが、少なくとも生活するに足りない低い最低賃金を定めることが、事業主やその事業の体力と関係なく低い賃金で働かせることを法的に肯定することだと考えます。日本国憲法は第 13 条で、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した存在として生活できることを保障しています。しかし今の日本の最低賃金制度はそれを保障する水準には達していません。真に求められる賃金水準は「8 時間働いたら、人間らしく暮らせる賃金」の保障です。賃金の決定は、「労働者の生計費」の視点が重要です。ほとんどの労働者が賃金に依存して生活を組み立てているのですから、賃金は生存権を保障する水準で支払われるべきです。

最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには賃金の底上げが最も効果的です。それには地域間格差を解消し全国どこでも最低生計費を保障する額まで引き上げることが必要です。同時にそれを支える使いやすい中小企業の願いに寄り添った行政の迅速な支援策の拡充が必要です。大幅引き上げへの道筋を作っていたらと同時に、このことを国などに上申していただくよう強く求めます。

最低賃金を巡っては、かつてない状況にあると言えます。差異はありますが先の参議院議員選挙では与党も含め、ほとんどの政党が引き上げるべきだとの公約を掲げました。労働、雇用を取り巻く状況の変化が起こっています。私たちが最低賃金の引き上げを街頭で宣伝していると、通行人が我が事と受け止める姿が多々あり明らかに 10 年前と反応が違います。最低賃金の引き上げは現在の社会の強い要請だと考えます。

昨年、傍聴者に資料が配られないなど、昨今の情報公開の到達に照らし合わせても著しく後退した姿が審議会事務局にありました。決して繰り返さないことを求めます。また最賃への県民の関心を高めるために審議のすべての公開を行い、世論において活発な意見交換がなされるように、審議会と労働局に努力を求めます。公労使それぞれの立場であっても、最低賃金近くで働く労働者の暮らしを見据えて議論されることを心からお願いします。滋賀の公労使各委員が一致して大幅な引上げの道筋をつくり、全国へと波及する流れを作り出されるよう強く期待します。

以上のことから、滋賀県最低賃金審議会が県内で働く労働者の期待に応え、憲法に保障されている生活と、生計費などの実態に即した最低賃金の改正の行われるように重ねて求めます。以上意見とします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等がありますか。

よろしいでしょうか。

本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

それでは元の席にお戻りください。

関係労働者からの意見聴取は以上です。

なお、その他に本日まで当審議会に、滋賀弁護士会会長から「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」の送付、滋賀県労働組合総連合から「今年度の最賃審議について」と題する要望書、コープしが労働組合から「最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最賃制度の実現を求める意見書」の提出がありましたので事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

弁護士会長声明については、最低賃金の大幅な引き上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきとする内容となっています。また、滋賀県労働組合総連合の要請書については、審議場面の全面公開、「雇用か賃金か」ではなく労働者の生計費に基づく最低賃金審議、国や県に中小企業支援の賃金引き上げ支援を地方審議会が進言することを求める等の内容となっています。また、コープしが労働組合からは、全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立などを求める内容となっています。

この「会長声明」と「最賃審議要請」につきましては会場入口横のテーブル、そちらのほうに置いてあります。また、「最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最賃制度の実現を求める意見書」につきましては、資料No.1としてお付けしています。後ほど参考としてください。

○会長

ただ今の説明について何かご意見、ご質問がありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

それでは、次の議題（2）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

それでは、7月22日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申について説明します。

資料No.2をご覧ください。

資料No.2(答申)の記の1及び2にあるように、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、今年度においても労使の一致をみるに至らず、「目安に関する公益委員見解」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」が、地方最低賃金審議会に提示されました。

目安については、答申の別紙1「令和2年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」をご覧ください。

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する、とされております。

1円以上の有額の目安が示されなかったのは、目安が時間額に統一された平成14年度以降ですが、IT不況の3回の平成14年度 示されず・平成15年度 0円・平成16年度 示されず、とリーマンショックの平成21年度 示されず、というのがあり、これに続き5回目となっています。

なお、生活保護水準と最低賃金の比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないとされており、来年度の審議においては、賃上げしやすい環境整備に取り組みつつさらなる引き上げが求められていることも踏まえ議論を行うことが適当、とされています。

次に、別紙2の「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。ここでは、小委員会における労使双方の見解がまとめられています。

労働者側の見解については「2 労働者側見解」に記載されているとおりですが、

- ・ 最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することでありあってはならない。春闘では賃上げが行われており、これを波及すべき。
- ・ 雇用の確保と最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべき。
- ・ 最賃引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなる。
- ・ 消費増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべき。
- ・ 緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は最低賃金額に近い額で働く労働者も多く、引き上げは社会

的要請。

- ・ 日本の最低賃金は国際的にみても低い。
- ・ 地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因で、格差縮小に向けた抜本的な対応を図るべき。

などの主張で、公益委員見解については不満の意を表明しています。

使用者側の見解については「3 使用者側見解」に記載されているとおりですが、

- ・ 今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強い。
- ・ 地方の中小企業・小規模事業者から引下げを望む声が聞かれる中、今年度、有額の目安を示すことは、各種助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている中小企業・小規模事業者を、さらなる窮地に追い込むことになる。
- ・ 近年の最低賃金は、昨年度の影響率が過去最高の16.3%に達しており、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いており、実態に基づいた納得感のある水準の決定が多く寄せられている。
- ・ 全世代型社会保障会議の「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」という総理発言や、「中小企業・小規模事業者の置かれている厳しい状況を考慮し、検討をすすめる」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきである。
- ・ 緊急事態である今年度は、最低賃金法第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の三要素のうち、通常の事業の賃金支払い能力を最も重視した審議をすべきである。
- ・ 今年度の目安は、雇用継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要。

などの主張がされたところです。

そして、公益委員としては、雇用の維持が最優先であること等により引き上げ額の目安を示すことは困難であるとした上で、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点について次のとおり示しています。

- ・ 厳しい中であっても、賃金引き上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、非正規雇用労働者の処遇改善等に応じていくことが望ましい。
- ・ 最低賃金引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある
- ・ 雇用情勢については、令和元年度の有効求人倍率は全都道府県で1倍を超えているが、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある。

- ・ 賃金上昇率など賃金に与える指標は引き続きプラス水準を示しているが前年より上げ幅は縮小しており、名目GDP成長率は大幅に下落している。
- ・ 令和元年の雇用・経済の指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近の指標も経済対策による下支え効果が含まれており、目安の参考とするには慎重な検討を要する。
- ・ 感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況である。
- ・ 最低賃金引き上げが及ぼす影響については、いろいろな指標で検討が必要。

以上が小委員会報告の内容です。

以上で、目安答申の説明を終わらせていただきます。

○会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

○全委員

[意見・質問無し]

○会長

では、つぎに議題（3）「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは説明します。お手元の資料、「最低賃金に関する基礎調査結果」をご覧ください。

この調査については、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものです。

調査対象とした事業場は、100人未満の製造業と、30人未満の卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉業等の事業場です。

令和2年6月分の賃金について回答を得た約640事業場、7800人分のデータを母集団労働者数に復元して集計したものとなっています。

総括表（1）について説明させていただきます。こちらについては事業場規模別、年齢別に集計しています。

また、総括表（2）については性別、年齢別に集計をしています。

賃金階級については、現行の最低賃金額から10円を引いた856円から1500円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しています。また、賃金階級については、856円から916

円までは1円刻み、そこから1000円までは10円刻み、1000円以上は100円刻みとなっています。

合計欄の上段については累積労働者数、下段については累積構成比となっています。

一般労働者、パートタイム労働者計の865円の欄を見ると累積の労働者数が2096人、累積構成比が1.1となっています。これが現行最低賃金の未満数となります。

また、900円の累積構成比を見ますと、25.1となっており、全体の1/4が900円以下ということになっていて、従って第1四分位数は900となっています。

また、一般労働者、パートタイム労働者それぞれで集計していますが、一般労働者では第1四分位数は1139円、パートタイム労働者では880円という数字が出ています。

以上簡単ですが、基礎調査結果についての説明とさせていただきます。

続いて、別冊資料1「令和2年度 中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

第56回中央最低賃金審議会および目安に関する小委員会の第1回から第3回までの資料となっています。第4回から第5回までは、配布資料が無かったため資料をつけていません。第56回中央最低賃金審議会の資料は、『目安小委員会の諮問』となっています。

第1回の日安に関する小委員会の資料としては、右下のページ11ページからとなります。主要統計資料として、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の3部構成となっていて、17ページからが全国統計資料編、47ページからが都道府県資料編、58ページからが業務統計資料編となっています。

第2回の日安に関する小委員会の資料としては、69ページからとなります。71ページからが令和2年賃金改定状況調査結果となっており、第4表は76ページからとなっています。81ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっています。85ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に係る資料、89ページからが賃金分布に関する資料、129ページからが最新の経済指標に関する資料、177ページからが新型コロナウイルス感染症関係資料、217ページからが第1回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料となっています。

第3回の日安に関する小委員会の資料としましては、251ページ以下となっております。これについては第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料となっています。今後の審議において参考にしていただければと思います。

以上簡単ですが、中央最低賃金審議会配布資料の説明です。

引き続き当局の資料について説明します。

資料No.1と2については、既に説明していますので省略します。

13 ページ、資料No.3は「滋賀県景況調査結果報告書 2020 年度第1四半期」となっています。こちらは、滋賀県が県内の景気動向を把握するために実施している調査であり、最新の調査結果となっています。今期の県内企業の景況は、業況、生産、売上、経常利益の各DIはマイナス幅が拡大し、雇用の水準DIはマイナスからプラスへ転じ、過剰感が強まったとされており、来期の見通しについては、業況、生産、売上、経常利益の各DIはマイナス幅が拡大する見通しとされています。

39 ページ、資料No.4は大津市の「消費者物価指数（令和2年6月分）」です。こちらは先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっています。

49 ページ、資料No.5は、「賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較」です。こちらの資料は、毎月勤労統計調査に基づく、決まって支給する給与の賃金指数の動向となっています。

51 ページ、資料No.6は、「2019年工業統計調査（2018年実績）結果」となっています。

53 ページ、資料No.7は「生活保護費と最低賃金の比較について」となっており、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会で配布されているものはグラフで表示されていますが、表形式のものとなっています。全国で最低賃金額が生活保護費を上回っています。

55 ページ、資料No.8は「滋賀県最低賃金改正状況一覧」となっており、平成17年度以降の最低賃金額の一覧となっています。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見、ご質問等がありますか。

○全委員

〔意見・質問無し〕

○会長

では、つぎに議題（4）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについてあらかじめ労使から忌憚のないご意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられますので、労使双方からご意見をお伺いします。

まず、労働者側からお願いします。

#### ○労働者代表委員

それでは労働側の方から基本的な考え方を申し上げます。

今回引上げ金額の目安が示されなかったということがあり、2010年以來11年ぶりということで、今回の公益見解というのは、都道府県ごとに経済、雇用、生活への影響が異なるため一律に示すことは困難としたものです。加えて「現行水準を維持することが適当」ということが意味するのは、一律に引き上げ額はゼロ円ではない、と労働者側は聞いています。地域の経済と雇用の実態を見極めながら、とりわけ地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、自主性を発揮した審議を期待するという事なので、この滋賀地方最低賃金審議会における具体的な金額改定審議において極めて重要な意味合いを持つと思っています。

連合のこの春闘での賃上げで、社員で2%程度、パートタイム労働者については連合全体で時給額平均27円の引上げ額が出ています。この滋賀県においても、未組織の方々に、このような組織されたものの実態を発揮するという面で、地方最低賃金審議会の役割が非常に大きいので、コロナ禍の滋賀においても適正な最低賃金の審議に向けて対応していきたいと思っています。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側からのご意見をお伺いします。

#### ○使用者代表委員

使用者側の見解を述べさせていただきます。

使用者側の見解としては、先ほど中央の審議の中で使用者側からも言われているように、新型コロナウイルスの感染拡大によって日本の経済は本当に経験したことのない危機的な状況に今あると考えています。

緊急事態宣言、また休業要請等、大規模な需要喪失をもたらし、幅広い業種や地域の事業者に多大な影響を及ぼしています。これはもうみなさんご存じの内容かと思っています。

この宣言解除された後も、爪痕は大きく残り、いまだコロナ以前の状況に戻っていない。また、昨今の状況で見るとコロナの感染者数の拡大には、非常に危機感を持っている状況です。とりわけ経営基盤の脆弱な地方の中小企業、小規模事業者には甚大な影響を与え続けています。このような厳しい状況の中における使用者側の基本認識は、最低賃金は法的強制力を持って引き上げられて各企業の業績に関係なく人件費を増大させることになる、ということです。

事業継続と雇用維持のため、雇用調整助成金また持続化給付金の各種給付金を受けながら

かろうじて持ちこたえている多くの中小企業、特に小規模事業者を、さらなる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強く持っています。こうした認識は、公益の皆さんや労働者側の皆さんともおそらく共有できていると思っています。また全世代型社会保障検討会議において、安倍総理からも、新型コロナウイルス感染症による雇用経済への影響は厳しい状況にあることから今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題である、という考え方を示されています。使用者側としても、この基本的な考え方を関係者一同が重く受け止め、今年度の審議に臨んでいきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

ただ今のご意見は、労働者側としては、今回目安が示されなかったのは決してゼロ円で改定の決着をすべきという趣旨ではなく、地域の経済の実態を見極め適用することからしても滋賀県の実態に合わせて審議をしていくべきではないか、未組織の方にも組織された方の賃上げの効果を波及していくべきでありそういうことを踏まえた審議をすべきだ、というご意見とします。

それに対し使用者側としては、新型コロナの影響によって特に中小零細企業は危機的な状況に陥っていると。緊急事態宣言で多大な影響を受けていたが解除された以降も同様に影響を受け続けていると、昨今の感染者の拡大傾向から見ても甚大な影響を受け続けている状況だと。最低賃金というのは、そもそも法的強制力を伴って各種企業の経営実態等に関係なく適用がされるものなので、こういった状況で最低賃金が上がるということは、さらにこういったすでに危機的な状況に陥っている企業を窮地に追い込むものであるのではないかと。雇用を守ることが最優先課題であるという政府の意向も踏まえて審議に臨むべきだ、というご意見とします。

今の労使のご意見を踏まえて、今後議論していこうと思います。

それでは議題（５）「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

#### ○事務局（室長）

2つあります。

1つ目は、今後の日程等についてご案内します。本日、この後に開催する第1回専門部会から金額協議を進めていただき、7月31日の午前中に第2回、8月4日の午前に第3回、それから8月5日の午前を予備日と続く予定です。

2つ目はマスコミ取材についてです。昨年度は、広く県民に最低賃金への関心をもってい

ただくため、マスコミへの取材協力をお願いしました。今年度についても周知を図るため、8月5日の第3回本審で会長から局長への答申場面の頭撮り等、マスコミの取材協力を依頼する予定です。答申時のマスコミの取材についてご理解を賜りますようお願いいたします。

○会長

皆様よろしいですか。日程の確保についてはよろしく申し上げます。他に何かありますか。

○全委員

〔意見・発言無し〕

○会長

よろしいですか。無いということなら、これをもちまして第2回審議会を終了とします。

議事録の署名ですが、労働者側からは池内委員、使用者側からは西田委員、よろしくお願いいたします。

それから先ほどの事務局からの説明の通り、本日午後からこの場所で、第1回の専門部会を開催しますので、専門委員の方はご出席をよろしく申し上げます。

皆様、ご苦労さまでした。

〔閉会〕